

◇事務局の考え方

項目	事務局の考え方
1 目的	<p>◆条文イメージ</p> <p>この条例は、客引き行為等の防止等に関し必要な事項を定めることにより、①市民及び観光客等が、②公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を確保し、もって③魅力と活力にあふれる安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>◇考え方</p> <p>①観光都市の名にふさわしい環境を目指すことを示すため、「観光客」について規定</p> <p>②客引き等による「通行の妨げ」や「不快な声掛け」を防止するため、公共の場所を安全に安心して「通行」し、「利用」できる環境を確保することについて規定</p> <p>③札幌市が目指すべきまちの方向性について上位計画や関連条例より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市アクションプラン 2019（未来のさっぽろの姿） ⇒世界都市としての「魅力」と「活力」を創造し続ける街 ・札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例 ⇒「安全」に「安心」して暮らせるまちの実現
2 規制 行為	<p>◇規制内容の考え方</p> <p>(1)行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「客引き」と「勧誘」行為は、外形上の区別が困難であることから、既に一部業種を規制している勧誘と合わせて規制対象とすることで、規制の実効性を担保する。 ・「客引きを用いた営業」や「勧誘を用いた営業」は、禁止区域において客引き行為等を受けた者を客や従業員として受け入れることについて規制するものであり、フリーの客引きを防ぐため、後発都市で取り入れられていることから、規制することが適当と考える。 <p>(2)業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業種」は、外形上の区別が困難であることから、「全業種」を規制対象とすることで、規制の実効性を担保する。 <p>【参考情報】</p> <p>市民アンケート：客引き、勧誘に対する全般的な印象 ⇒市民の約9割は好ましく思っていない</p>

項目	事務局の考え方
2 規制 行為	<p>◇規制内容の考え方</p> <p>(3)場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客引きや勧誘が与える影響から、公共の場所を広く対象とする。 ・「広場」や「駅」を規制しないと、その場所で客引き行為等が行われる可能性がある。 例：北3条広場、地下鉄駅構内、JR札幌駅構内 ・「民間ビル等」のうち公共性の高いフリースペースについて規制しないと、ビル1階のオープンスペース等で客引き行為等が行われる可能性がある。 <p>(5)自店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業の自由に最大限配慮する観点から、自店舗前での一定範囲の客引き行為を認める。 <p>(6)区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全業種の客引き行為等について、「市内全域」で規制を行うと営業の自由への大きな侵害になるため、市内一部に限定する。 ・公共の場所を広く対象とすることを前提とした場合、「面」による規制とする必要がある。 ・規制区域について、客引きの実態調査結果を踏まえると、ススキノ条例の規制区域と同様にすることも一つの考え方である。 <p>【参考情報】 資料3 客引き行為の分布図</p>
3 罰則 ・処分	<p>◇罰則・処分内容の考え方</p> <p>(1)(2)(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の実効性を担保するため、違反者に対して過料を科す「秩序罰」を規定するとともに、違反行為をさせた法人等について「両罰規定」を設ける。さらに、違反者の情報を「公表」と同時に、違反者情報を「土地等所有者へ通知」を行うことが想定される。 <p>※行政刑罰について、例えば、ススキノ条例では、風俗営業の勧誘を放置することにより、福祉犯罪（児童福祉法、買収防止法等）等の重大な犯罪に繋がること可能性があることから、罰則のなかでも重い行政刑罰を適用している。</p> <p>一方で、今回検討している条例では、規制の目的や他政令市の状況を踏まえると、秩序罰を適用することが適当であると考えます。</p>

項目	事務局の考え方
4 責務	<p>◆条文イメージ</p> <p>(市の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、目的を達成するため、客引き行為等の防止に関し、市民等及び事業者等の意識の啓発等必要な施策を推進するものとする。 ・市は、施策の推進に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るよう努めなければならない。 <p>(①市民等及び事業者等の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等及び事業者等は、客引き行為等を行い、又は行わせるに当たっては、<u>②安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害しないよう努めなければならない。</u> ・市民等及び事業者等は、市が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。 <p>◇考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①責務の対象について、商店街や町内会に過度な負担を与えないため、規定を設けないことを想定している。 ②客引き行為の規制については、営業の自由に最大限配慮し、一律に市内全域を規制するのではなく、条例の目的を阻害する客引き行為の規制に留めるべきであると考えます。
5 その他	<p>◇その他の考え方</p> <p>(1)禁止地区の土地又は建物を他人に貸与する者に対する努力義務を課すことにより、規制の効を高める効果が期待できると考える。</p>